福祉職俸給表

一級	一号俸から百四号俸まで
二級	一号俸から八十号俸まで
三級	一号俸から五十六号俸まで
四級	一号俸から四十八号俸まで
五級	一号俸から二十八号俸まで
六級	一号俸から十六号俸まで

専門スタッフ職俸給表

一級	一号俸から二十八号俸まで
二級	一号俸及び二号俸

二　平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に同年十二月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

2　平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める額」とする。

第七条　防衛省職員給与法第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「医療職俸給表㈠」とあるのは「防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表若しくは防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける防衛省の職員でその職務の級若しくは階級（当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）及び号俸がそれぞれ次条の表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは歯科医師である自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表㈠」と、「及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）」とあるのは「、特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省職員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

俸給表

職務の級又は階級	号俸
一級	一号俸から八十四号俸まで
二級	一号俸から三十六号俸まで

自衛隊教官俸給表

一等陸佐㈡	一号俸から四号俸まで
一等海佐㈡	
一等空佐㈡	
一等陸佐㈢	一号俸から十六号俸まで
一等海佐㈢	
一等空佐㈢	
二等陸佐	一号俸から四十号俸まで
二等海佐	
二等空佐	
三等陸佐	一号俸から四十八号俸まで
三等海佐	
三等空佐	
一等陸尉	一号俸から六十八号俸まで
一等海尉	
一等空尉	
二等陸尉	一号俸から八十号俸まで
二等海尉	
二等空尉	
三等陸尉	一号俸から八十八号俸まで
三等海尉	
三等空尉	

自衛官俸給表

准陸尉	一号俸から八十号俸まで
准海尉	
准空尉	
陸曹長	一号俸から八十号俸まで
海曹長	
空曹長	
一等陸曹	一号俸から八十号俸まで
一等海曹	
一等空曹	